

持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて

平成16年10月

産業構造審議会

環境部会廃棄物・リサイクル小委員会

国際資源循環ワーキング・グループ

目次

はじめに

1. 国際資源循環問題を巡る現状	1
1.1 循環資源の越境移動の現状	1
1.1.1 循環資源輸出入の動向	1
1.1.2 不適正な廃棄物等の越境移動	2
1.1.3 産業の国際分業化に伴う課題	3
1.1.4 実態把握の困難さ	3
1.1.5 バーゼル条約の運用実態・動向	4
1.2 アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた取組	5
1.2.1 総論	5
1.2.2 中国	6
1.2.3 アセアン各国	7
1.2.4 その他の国・地域	7
1.3 我が国における循環型経済社会の構築に向けた取組	8
1.3.1 我が国国内における循環型経済社会の構築をめぐる近 時の動き	8
1.3.2 我が国企業の新たな動き	8
2. 対応に向けた基本的な方向性と視点	11
2.1 国際資源循環問題に係る中心的課題	11
2.2 基本的な方向性と視点	11
2.3 持続可能なアジア循環型経済社会圏	14

3. 持続可能なアジア循環型経済社会圏構築のための課題	
～ 具体的な考え方・各主体が果たすべき役割～	16
3.1 各国単位での循環型経済社会構造への転換	16
3.1.1 アジア各国：循環型経済社会構造に転換するための基盤整備の実施	16
3.1.2 日本：資源有効利用を極大化したより高度な循環型経済社会の追求とアジア各国への貢献	17
3.2 適正なアジア域内資源循環システムの構築に向けて	19
3.2.1 適正な資源循環システムであるための条件：確実性・信頼性に裏付けされたトレーサビリティの確保	19
3.2.2 認めていくべき資源循環システムの形態	20
3.2.3 経済的で適切な静脈物流システムの構築	21
4. 我が国における今後の総合的な施策展開の方向性	22
4.1 政策対話の実施	22
4.2 情報の共有化	23
4.3 アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた支援	23
4.4 アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策	24
(参考1) 国際資源循環ワーキング・グループ委員名簿	26
(参考2) 国際資源循環ワーキング・グループ審議経過	27
(参考3) 3Rイニシアチブ	28

はじめに

我が国は、1991年の再生資源利用促進法（2000年に資源有効利用促進法として改正）2000年の循環型社会推進基本法の制定や各種リサイクル法の制定を通じ、循環型経済社会の構築に積極的に取り組んできた。こうした取組を通じ、現在、我が国は循環型経済社会の構築に向け、世界的にも最も充実したレベルの法制度を整備し、国内リサイクル関連産業においても、処理能力の向上や、技術・ノウハウの蓄積が進んでいる。

他方で、3R（リデュース（発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再生利用））の推進を通じた資源の有効利用や廃棄物等の適正処理を通じた環境汚染の防止は、我が国のみの課題ではなく、世界共通の課題である。2004年6月のG8シーアイランド・サミットで我が国から提唱した「3Rイニシアティブ」もこうした問題意識に基づくものであり、今や世界最高水準の循環型経済社会を構築しようとしている我が国が、世界的な3Rの推進にリーダーシップを果たしていくことは、世界に対する我が国の貢献という観点からも、また、資源に乏しい我が国の国益という観点からも、重要な意義を持つものである。本報告書では、アジア各国と連携を図りながら、経済成長著しく、経済関係の緊密なアジア地域において、「持続可能なアジア循環型経済社会圏」の構想を推進していくことを提唱している。

ところで、3Rの推進と廃棄物等の適正処理は、常に表裏一体の関係にある。我が国の国内政策においても、廃棄物等の適正処理を確保しつつ3Rを推進することが、重要な課題となっていることと同様、国際的な3Rの推進にあたっても、廃棄物等の適正処理と3Rの推進の両立は重要な課題である。とりわけ、廃棄物等の適正処理に関する技術・ノウハウが十分に普及していない途上国においては、リサイクルを行うことで環境汚染が引き起こされる懸念があり、本ワーキング・グループの検討においても、資源有効利用の追求と環境汚染の防止の両立は、中心的な検討課題となった。

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループは、平成16年5月の設置以来、国際資源循環問題に関して集中的に議論を行ってきた。本報告書は、同ワーキング・グループの5ヶ月にわたる議論の成果である。

平成16年10月
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
国際資源循環ワーキング・グループ